

【令和5年2月 変更】

過疎地域持続的発展計画

【2021（令和3）年度～2025（令和7）年度】



2023（令和5）年2月

徳島県三好市

目 次

1. 基本的な事項

(1) 市町村の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	2
(3) 行財政の状況	5
(4) 地域の持続的発展の基本方針	7
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	10
(6) 計画の達成の評価に関する事項	10
(7) 計画期間	10
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	10

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	11
(2) その対策	12
(3) 計画	13
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	13

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点	14
(2) その対策	16
(3) 計画	18
(4) 産業振興促進事項	18
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	19

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点	20
(2) その対策	20
(3) 計画	21
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	21

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	22
------------	----

(2) その対策	23
(3) 計画	23
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	23

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	24
(2) その対策	26
(3) 計画	27
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	27

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点	28
(2) その対策	30
(3) 計画	31
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	31

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点	32
(2) その対策	32
(3) 計画	33
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	33

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点	34
(2) その対策	35
(3) 計画	35
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	36

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点	37
(2) その対策	37
(3) 計画	38
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	38

11. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点	39
(2) その対策	39
(3) 計画	39
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	39

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点	40
(2) その対策	40
(3) 計画	41
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	41

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点	42
(2) その対策	42
(3) 計画	42
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	42

表

事業計画（令和3年度～7年度）	44
事業計画（過疎地域持続的発展特別事業）	52

1. 基本的な事項

(1) 市町村の概況

【三好市の概況】

本市は、四国のほぼ中央部、徳島県の西端に位置し、西は愛媛県、南は高知県、北は香川県に接しています。

2006（平成18）年3月1日に三野町、井川町、池田町、山城町、西祖谷山村、東祖谷山村が合併して三好市となりました。合併前の6カ町村すべてが1970（昭和45）年の過疎地域対策緊急措置法の施行に伴い過疎地域の適用を受けています。

面積は、四国一広大な721.42km²で、徳島県全体の17.3%を超える規模となっています。讃岐山脈や西日本第二の高峰剣山・三嶺を配するなど自然豊かな地域である一方、可住地面積が89.15km²、可住地面積割合は12.4%と極端に低くなっています。林野が広い地域となっています。

市の北部ほぼ中央を流れる吉野川は愛媛県と高知県境付近に水源を発し、四国山地を南北に縦断し、天然記念物と名勝に指定されている大歩危小歩危の渓谷をつくり出しています。

気候は、市の北東部と南東部の高低差が1,900m近くもあることから、各地域の気温の状況及び降水量に大きな違いがあります。年間平均気温は池田で、14.1度、東祖谷（京上）で、12.0度、年間降水量は、平坦地の池田で、1,389mm、山間地の東祖谷（京上）で2,209mmと800mm前後の差があります。さらに山間地域では冬季には、積雪量が1mを超えることもあります。

本市は、徳島県の西部、四国のほぼ中央部に位置し、古くから地理的条件の良さから、陸運、舟運の要衝として商業が栄え、国道32号、192号、JR土讃線とJR徳島線が結節する交通の要衝となっています。さらに、四国縦貫自動車道の開通により井川・池田インターチェンジからの四国各県への所要時間が短縮され、関西圏へも日帰りでのアクセスが可能となっています。しかし、本市中心部池田町（三好市役所）から遠隔地となる東祖谷中央部京上（東祖谷支所）へは国道32号及び県道山城東祖谷山線を経て国道439号により結ばれていますが、48kmの長距離ということに加え、整備の行き届いていない区間も多いため、定期バスで1時間40分余りを要しています。

【過疎の状況】

本市の人口は、1955（昭和30）年の77,779人をピークに減少しており、2015（平成27）年には26,836人と過疎化の進行が顕著となっています。

現在の共通的課題である出生率の低下、若者の流出、高齢化社会の進展を考慮し、生活基盤の資質向上を図りつつ企業誘致等、若者に魅力ある就労の場を確保するほか、高齢者に生きがいと活力を与え、安らぎのもてるまちづくりを推進していくため、過疎地域持続的発展計画に基づき、今後更なる事業の展開が求められています。

【社会経済的発展の方向の概要】

今後も、商工業を経済基盤とする市街地と農林業を中心とする山間地域、更には、本市の魅力である豊富な観光資源を活かした観光産業が一体となって共に発展することが望れます。

そのためには、地域再生計画による中心市街地の充実整備、企業誘致、農林業と観光の連携による滞在型体験事業の推進等、きめ細かな施策を展開しハード、ソフト両面の充実に努め、本市の社会経済発展をめざします。

(2) 人口及び産業の推移と動向

【人口の推移と動向】

本市の人口は一貫して減少傾向にあります。1995（平成7）年と2015（平成27）年の国勢調査人口を比較すると、20年間で約33%の減少となっています。人口の減少は新規学卒者の就職による区域外への転居・転出の社会減と出産減等の自然減が主な要因と考えられますが、こうした人口の減少は現在も依然として続いている状況です。

世帯数は、1995（平成7）年が13,965世帯、2015（平成27）年が11,311世帯、一世帯あたりの人員数は、1995（平成7）年の2.87人から2015（平成27）年には2.37人と、人口と同様に減少しています。これらのことから、核家族化の進行、若年層流出による高齢者世帯の増加等の状況がうかがえます。

自然動態（出生・死亡）は、1980（昭和55）年頃に一時増加となった時期もありましたが、それ以降は減少傾向にあり、近年は1年に約400人規模の減少となっています。また、社会動態（転入・転出）についても減少傾向にあり、年200人以上の減少となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、本市の人口は、2040年には13,745人まで減少するとされています。

年齢3階層別人口比率をみると、高齢者人口比率が増加、年少人口比率が減少する傾向を見せており、深刻な少子・高齢化が進行しています。

今後もその傾向が一層顕著となり、2025年には高齢者人口が生産年齢人口を上回ると推計されています。

【産業の推移と動向】

2015（平成27）年の国勢調査による就業人口は、11,589人となっており、1995（平成7）年と比較し6,713人減少しています。

本市は、かつて農林業の第一次産業を基幹産業として推移してきました。しかし、高度成長期を経て若年層の流出による後継者不足と、就業者の高齢化に加えて農林産物の価格低迷が拍車となり、第二次、第三次産業へと大きく移行しています。

第二次産業については、建設業、縫製業が主であり、就業人口比率はほぼ横這い状態が続いて

いたものの、2005（平成17）年以降は減少傾向が見られます。山間部においては、建設業就労者が比較的高い比率を占めています。

第三次産業への依存度は極めて強く、全国的な傾向である産業経済のサービス化、ソフト化が進展する中で、本市においても今後益々サービス経済への依存度は強まるものと思われます。

こうした中、今後も第一次、第二次産業の低迷は続くと思われますが、均等的発展を図る観点から第一次、第二次産業の安定的発展と就業の確保に努め、地域経済基盤の強化を図ることが重要視されます。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 71,370		人 63,837	% △10.55	人 55,537	% △13.00	人 50,121	% △9.75
0歳～14歳	26,823		20,958	△21.87	14,598	△30.35	10,323	△29.28
15歳～64歳	39,010		36,924	△5.35	34,500	△6.56	33,038	△4.24
うち 15歳～29歳(a)	13,163		10,728	△18.50	9,450	△11.91	9,425	△0.26
65歳以上(b)	5,537		5,955	7.55	6,490	8.98	6,787	4.58
(a)／総数 若年者比率	% 18.44		% 16.81	—	% 17.02	—	% 18.80	—
(b)／総数 高齢者比率	% 7.76		% 9.33	—	% 11.69	—	% 13.54	—

区分	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 47,057	% △6.11	人 45,340	% △3.65	人 42,219	% △6.88	人 40,087	% △5.05
0歳～14歳	8,599	△16.70	8,167	△5.02	7,132	△12.67	6,056	△15.09
15歳～64歳	31,630	△4.26	29,312	△7.33	26,203	△10.61	23,264	△11.22
うち 15歳～29歳(a)	8,174	△13.27	6,809	△16.70	5,286	△22.37	4,775	△9.67
65歳以上(b)	7,428	9.44	7,861	5.83	8,884	13.01	10,767	21.20
(a)／総数 若年者比率	% 17.37	—	% 15.02	—	% 12.52	—	% 11.91	—
(b)／総数 高齢者比率	% 15.79	—	% 17.34	—	% 21.04	—	% 26.86	—

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 37,305	% △6.94	人 34,103	% △8.58	人 29,951	% △12.17	人 26,836	% △10.40
0 歳～14 歳	4,781	△21.05	3,793	△20.67	2,904	△23.44	2,326	△19.90
15 歳～64 歳	20,515	△11.82	18,074	△11.90	15,655	△13.38	13,500	△13.77
うち 15 歳～29 歳(a)	4,640	△2.83	3,975	△14.33	2,991	△24.75	2,450	△18.09
65 歳以上(b)	12,004	11.49	12,236	1.93	11,385	△6.95	10,992	△3.45
(a)／総数 若年者比率	% 12.44	—	% 11.66	—	% 9.69	—	% 9.13	—
(b)／総数 高齢者比率	% 32.18	—	% 35.88	—	% 38.01	—	% 41.0	—

表 1－1 (2) 人口の推移（住民基本台帳）

区分	平成 17 年 3 月 31 日		平成 22 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 34,623	—	人 31,758	—	% △8.27	人 28,643	—	% △9.81
男 性	16,424	% 47.44	14,958	% 47.10	△8.93	13,390	% 46.75	△10.48
女 性	18,199	% 52.56	16,800	% 52.90	△7.69	15,253	% 53.25	△9.21

表 1－1 (3) 人口の今後の見通し（国立社会保障・人口問題研究所）

区分	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年
推計人口	人 26,447	人 23,416	人 20,606	人 18,079	人 15,819	人 13,745
0 歳～14 歳(a)	2,177	1,738	1,439	1,203	1,031	895
15 歳～64 歳(b)	13,320	11,066	9,133	7,794	6,702	5,713
うち 15 歳～29 歳(c)	2,529	2,296	1,950	1,522	1,216	1,006
65 歳以上(d)	10,950	10,612	10,034	9,082	8,086	7,137
年少人口 (a)／総数	% 8.2	% 7.4	% 7.0	% 6.7	% 6.5	% 6.5
生産年齢人口 (b)／総数	% 50.4	% 47.3	% 44.3	% 43.1	% 42.4	% 41.6
若年者人口 (c)／総数	% 9.6	% 9.8	% 9.5	% 8.4	% 7.7	% 7.3
高齢者人口 (d)／総数	% 41.4	% 45.3	% 48.7	% 50.2	% 51.1	% 51.9

表1－1（4）産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 33,688		人 29,340	% △12.91	人 27,129	% △7.54	人 24,264	% △10.56
第一次産業 就業人口比率	% 68.10		% 59.70	—	% 49.5	—	% 37.5	—
第二次産業 就業人口比率	% 11.50		% 15.80	—	% 22.8	—	% 30.2	—
第三次産業 就業人口比率	% 20.40		% 24.50	—	% 27.7	—	% 32.3	—

区分	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 23,482	% △3.22	人 21,558	% △8.19	人 19,505	% △9.52	人 18,302	% △6.17
第一次産業 就業人口比率	% 23.70	—	% 19.37	—	% 13.96	—	% 11.64	—
第二次産業 就業人口比率	% 34.94	—	% 36.38	—	% 37.77	—	% 36.74	—
第三次産業 就業人口比率	% 41.30	—	% 44.12	—	% 48.18	—	% 51.52	—

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 16,020	% △12.47	人 14,270	% △10.92	人 12,257	% △14.11	人 11,589	% △5.45
第一次産業 就業人口比率	% 9.36	—	% 8.12	—	% 7.38	—	% 7.07	—
第二次産業 就業人口比率	% 33.82	—	% 29.70	—	% 25.13	—	% 25.89	—
第三次産業 就業人口比率	% 56.53	—	% 61.93	—	% 63.89	—	% 67.04	—

（3）行財政の状況

本市の行政組織は、本庁及び5つの支所で構成され、本庁部局は総務部、企画財政部、環境福祉部、産業観光部、建設部、水道課と、三野病院・会計課・市議会事務局・教育委員会の構成となっています。この他に農業委員会、選挙管理委員会等5部門の事務局の運営を行っています。

2010（平成22）年度、2015（平成27）年度、2019（令和元）年度における財政状況は、表1－2（1）のとおりです。2019（令和元）年度の歳入総額は、251億8千6百万円で、自ら確保できる自主財源は歳入全体の20.9%となっており、残りの79.1%は地方交付税や国・県補助金、地方債などの依存財源で、国や県に大きく依存している状況です。

2019（令和元）年度の歳出総額は239億9千7百万円で、人件費については2015（平成27）年度と

比べると3億1千万円の減（8.1%）となっており、合併以降取り組んできた集中改革プラン等による成果が出ている状況です。公債費も合併以降の計画的な建設事業債の発行により、地方債償還額は平成22年度をピークに減少傾向となっています。しかし、扶助費を含めた義務的経費の割合は歳出全体の44.5%と依然として非常に高くなっています。投資的経費も公共施設の更新や地域密着型の公共事業等により総額の18.3%を占めています。

2021（令和3）年度から合併による優遇措置が終了し、地方交付税の一本算定となるため、今後とも行財政改革に取り組むとともに自主財源の確保に努めることが必要です。

表1—2(1) 三好市財政の状況

(単位：千円、%)

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	28,597,251	27,214,321	25,186,399
地方税	2,751,806	2,605,986	2,612,044
地方交付税	13,646,598	12,856,037	10,884,696
国庫支出金	3,691,916	2,564,148	2,826,719
県支出金	1,654,779	1,557,523	1,994,692
地方債	3,674,800	4,201,900	3,342,100
うち過疎債	1,288,900	2,094,000	1,037,200
その他	3,177,352	3,428,727	3,526,148
歳出総額 B	27,808,412	26,077,339	23,997,226
義務的経費	13,628,031	11,744,437	10,667,408
うち人件費	4,434,188	3,851,837	3,539,039
うち公債費	6,304,512	4,887,816	4,132,160
投資的経費	4,607,018	4,584,318	4,398,751
うち普通建設事業	4,460,365	4,230,948	2,953,982
その他	9,573,363	9,748,584	8,931,067
過疎対策事業費（ハード）	2,114,087	2,160,376	1,339,695
過疎対策事業費（ソフト）	104,277	496,647	432,644
歳入歳出差引額 C (A-B)	788,839	1,136,982	1,189,173
翌年度へ繰越すべき財源 D	70,086	144,730	359,364
実質収支 C-D	718,753	992,252	829,809
財政力指数（3年平均）	0.222	0.208	0.221
公債費負担比率	29.2	25.2	25.0
実質公債費比率	14.8	7.2	7.3
起債制限比率	12.9	6.7	6.5
経常収支比率※	88.4	82.9	89.2
将来負担比率	56.3	0	0
地方債現在高	42,321,314	37,321,295	32,558,486

※ 臨時財政対策債発行額及び減税補てん債を含む

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成20 年度末
市町村道					
改良率 (%)	1.5	5.1	10.4	11.8	15.8
舗装率 (%)	0.4	27.6	44.9	50.8	56.5
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	117.5	84.9	68.6	45.6	106.9
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	6.5	9.4	14.6	16.0	6.7
水道普及率 (%)	32.1	44.9	49.0	54.6	45.2
水洗化率 (%)	—	4.3	10.7	29.8	34.8
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	8.2	11.6	15.7	17.3	24.2

区分	平成25 年度末	令和元 年度末
市町村道		
改良率 (%)	30.3	27.1
舗装率 (%)	70.6	66.8
耕地 1ha 当り農道延長 (m)	90.8	97.1
林野 1ha 当り林道延長 (m)	6.5	6.5
水道普及率 (%)	84.0	88.8
水洗化率 (%)	68.9	81.4
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	24.9	25.1

(4) 地域の持続的発展の基本方針

これまで、過疎地域対策緊急措置法及び過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法のもと、交通通信体系の整備、産業の振興、生活環境の整備、高齢福祉等の増進、教育文化の振興について重点的に事業を実施し、充実が図られつつあります。しかし、都市部等の非過疎地域と比較するといまだ厳しい格差があり、市内においても地域間により格差が見られます。

本市は、県下一の広大な面積であり、自然、歴史、文化の宝庫でもあります。これら地域資源等の有効活用を図り、生産環境と生活環境の調和のとれた持続可能な地域社会の形成に努めます。また、生きがいのもてる安定した雇用機会の創出と、地域の特性を活かした、誰もが安心して生活ができるまちづくりを進め、市民と連携を図り、「自然が生き生き、人が輝く交流の郷・三好市」をめざし、次の諸施策を推進します。

① 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

労働力不足の解消や地域課題の解決に資する自治の担い手として期待され、定住志向のある移住希望者の受け入れ体制の整備や、移住支援の充実強化に取り組みます。

また、多様な形態で本市へ貢献する人材の発掘・関係づくりを推進し、新たな担い手の確保につなげます。

② 産業の振興

「第2次三好市観光基本計画」に基づき、三好市まるごと観光を推進し、自然景観や歴史文化、食、アウトドアスポーツなど地域固有の資源を活かして、持続可能な観光の国際基準（G S T C）の基に観光地域づくりを実践することにより、地域の誇りや愛着を生み、住みよいまち・訪れたいまちを創出し、地域経済の活性化を図ります。また、U I Jターンなどの移住希望者や新規起業者に対し、空き店舗や休廃校舎の利活用を行い、新たな交流人口の拡大を促す産業創出と育成、並びに企業誘致の促進等を図ります。

③ 地域における情報化

本市の情報通信基盤が、高品質で安定したものとなるよう情報通信基盤の整備と維持に努めます。

また、情報通信基盤上で展開されるインターネットなどを用いた交流活動や経済活動の利便性を誰もが享受できるよう、より利用しやすい情報通信環境の整備を進めています。

④ 交通施設の整備、交通手段の確保の促進

安全性・快適性の向上や防災対策を見据え、国・県・市道をはじめとする道路網の整備を計画的に促進するとともに、住民の日常生活や観光客の二次交通に必要な交通手段を確保し、地域の状況に応じた支援を行います。

⑤ 生活環境の整備

豊かな自然と伝統文化の景観が損なわれず、本市の地域性にあった、すべての住民が快適でやすらぎと潤いを感じながら、安心して暮らすことのできる生活環境の整ったまちづくりを推進します。また、若者、子育て世代、U I Jターン希望者などの定住促進に向けた施策の充実を図ります。

⑥ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

新たに策定した「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、未来を担う子どもたちが、「ここに生まれてよかった」「ここで育ってよかった」、また、子育て家庭の人たちが「ここに住んでよかった」「ずっとここで子育てしたい」と思えるよう、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援とワーク・ライフ・バランスの促進に向けた支援及び、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進します。

また、明るく活力に満ちた高齢者社会の実現と「高齢者を敬い、高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らせる三好市の実現」をめざし、「三好市高齢者保健福祉計画」に基づき、関

係機関と連携し、高齢者福祉施策を推進します。

⑦ 医療の確保

市民が安心して健やかに暮らせるよう医療体制の確保や充実を図ります。また、高齢化の進行に対応した疾病に対する予防活動の実施や健康管理体制の充実を図り、生涯を通じた健康づくりを推進します。

⑧ 教育の振興

市の将来を担う人材として成長する子どもたちの健やかで豊かな人間性を育成するために、地域住民や各種団体などが連携し、多様な体験などを生かした特色ある教育の実践と教育環境の整備を推進します。また、市民が生涯にわたって自主的に学習に取り組むことができる環境づくりを支援するため、市民のニーズに応じた学習機会の提供を図ります。

⑨ 集落の整備

自立的で持続可能な地域を実現するため、生活基盤の整備や地域課題の解消を図り、移住・定住人口を増加させるとともに、集落の維持・活性化に向けた取り組みを推進します。

⑩ 地域文化の振興等

本市の豊かな自然環境、歴史的文化遺産、先人達が培ってきた地域の文化を大切に保全し、次世代へ継承するため、「三好市文化振興基本計画」に基づき、文化財の保護と活用に努めます。また、市民が行う文化芸術活動への支援や市民が文化芸術にふれ、親しむ機会を充実し、地域に根差した伝統文化を保存・継承していきます。

⑪ 再生可能エネルギーの利用推進

地球温暖化が大きく環境に影響を及ぼしているなか、再生可能エネルギーの活用などに取り組むよう、自然エネルギーの調査・研究を、市民、行政、企業の連携・協働により進め、風土と環境に優しいまちをめざします。

⑫ その他地域の持続的発展に関し必要な事項

市民から信頼され開かれた行政を実現するため、積極的な情報公開制度の整備や、健全且つ効率的な行財政運営を図ります。

また、地域住民が積極的にまちづくりに参加するとともに、行政と協働していくことで、本市の力と可能性を最大限に發揮できる「住民主体」のまちづくりをめざします。

さらに、過疎地城市町村相互間の連絡調整を図り、人的及び技術的、その他必要な援助を行います。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針に基づき達成すべき計画全般に関わる基本目標は次のとおりです。

定住人口の維持（目標）	令和3年	令和7年
過疎地域の人口（人）	推計（実績）	24,544 20,748

移住定住者の増加（目標）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
本市への移住者数（人）	250	275	305	335	370

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については、毎年度評価を実施し、計画とともに公表することとします。地域の持続的発展のための基本目標に対して、達成度の評価を行うとともに、各施策分野については、着実な計画の推進を図るため事業の進行管理と実施内容について定性評価を行い、本市ホームページで公表します。

(7) 計画期間

計画期間は、2021（令和3）年4月1日から2026（令和8）年3月31日までの5箇年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画においても、三好市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の適正化を進めます。また、施設の用途別の課題を整理し、「活用」「質」「量」などの視点から、全体量の圧縮、長寿命化など効率的、効果的な施設の維持や管理・運営を図り、持続可能な行財政運営を前提にした過疎地域対策を推進します。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

①移住・定住

本市は、これまで若者定住事業による宅地供給やU J I ターンを希望する都市住民の受け入れに取り組んできましたが、定住人口の増加はまだ限られており、人口の減少傾向は進んでいます。

現在、新たな定住と交流を促進する施策として、市外への人口流出を抑制し、U J I ターン希望者の受入対策のために、「移住交流支援センター」等の移住相談の窓口を設置しています。また、市外の人材が市と継続的に繋がりを持ち定期的に交流を行う関係人口の創出・拡大も推進しています。

地方創生を推進するため、ホームページ等を通じて、生活環境や空き家情報、仕事情報などを発信するとともに、N P O 法人や地域団体などの協力も得ながら様々な移住に対する相談への対応や支援が必要です。

②地域間交流

本市は四国のほぼ中央部にあり、愛媛、香川、高知県と隣接しており、各県と古くから経済活動等の交流が盛んです。

また、近年本市のもつ豊かな自然・歴史・文化等の環境の中で、生活空間を楽しみたいという志向意識が高まり、本市を訪れる近隣都市住民が増加傾向にあります。

特に、そらの郷山里物語協議会を中心となり、都市圏の中学生などが農家に民泊し、茶摘みや間伐といった農林業体験や祖谷そば打ち体験などを行う農山村体験が好評を博しています。このような地域間交流を一過性のものとしないためには、交流の質を高めていくことが必要です。一度訪問した観光客には再訪を促す地域づくりや体験メニューが重要となります。そして、リピーターからさらに発展し、将来的な移住に繋げる必要があります。そのためには、本市そのものの魅力を高めていくことやおもてなしの向上など地域全体としての魅力を高めていくことが求められます。

また、新猪鼻トンネル開通に伴い、交通アクセスの改善効果を地域経済の活性化と観光振興へと深化を図るため、近隣自治体との連携事業を進めています。

③人材育成

人口の減少や高齢化の進行による担い手不足が深刻化し、集落機能の低下が著しく集落自体の存続が懸念される地区が生じています。集落機能を維持するために地域を支える新しい担い手の育成を進めていく必要があります。

(2) その対策

- ① 住みやすさ、暮らしやすさを含めた移住・定住情報の提供を強化します。
- ② 地域の特色や環境を生かした移住体験事業を実施します。
- ③ 空き家情報登録制度による住宅情報を提供するとともに、住宅の取得及びリフォームに対する支援を行います。
- ④ 若年層への経済的支援により、若年層の市外への流出を抑制し、市内への流入を促進します。地元高校生やこの地域にゆかりや関心を有する若者との対話等を通じ地域で活躍できる環境づくりや支援等を検討し実施します。
- ⑤ 民間団体とも協働し、主に若年層の出会いの場を創出することで、結婚の希望を叶え、市内での定住できる環境づくりを進めます。
- ⑥ 地域おこし協力隊の制度を活用し、任期満了後に隊員が定住するための支援を行っていくなど、地域おこしと若者の地方定住を目的とした、総合的で有機的な機能連携を推し進めます。さらに、安心して子どもを産み育てられる環境づくりや生活基盤整備等を図るとともに、シティプロモーションを進めるなど、関係部署との連携を強化しながら、総合的な市民サービス対策による定住促進を展開します。
- ⑦ 策定予定の立地適正化計画や地域公共交通計画と連動しながら、地域が主体となり、住み慣れた地域に住み続けられるための小さな拠点の取組みを支援します。
- ⑧ 継続的な雇用を維持し、多様な人材が活躍できるよう人材育成支援や勤労者福祉対策を進めるとともに、事業所の雇用環境の改善等への取組みに対する支援や、若者等の地元定着を図るため、市内学校新卒者の地元企業への就職を促進するとともに、U I ターン者による人材確保を支援し、安定した採用活動ができる環境づくりを進めます。
- ⑨ 市内外の多様な人材が市に関わりを持ち、継続的につながりを維持していくことで、移住・定住・地域間交流を促進するために関係人口の創出・拡大を図る環境づくりを進めます。
- ⑩ 市内外の個人や企業を対象として、新たな生活様式（テレワークやワーケーション、コワーキングスペース等）へ対応した環境整備や支援策を検討し、対策を講じ移住・定住・地域間交流、人材育成の促進等を図ります。
- ⑪ 地域間交流を拡大するため、自然豊かな農山村環境などの地域資源や特色あるイベントを活かした継続的な地域間交流の機会の創出に努めます。また、地域交流の拠点となる施設

の整備と継続的な運営に努めます。

(3) 計画

以上の対策を進めるための事業計画は、末尾表「1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」に定めるところとします。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理などについては、各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、三好市公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

①農業

本市の農業は、大きく平坦部農業と中山間部農業に区別され、畜産をはじめ水稻、野菜、果樹・花き等、園芸作物の栽培が中心となっています。しかし、近年では過疎化、高齢化が進行し、耕作放棄地が増加する等、生産基盤の弱体化が進んでいます。また、年々、鳥獣による農作物の被害も深刻となっています。鳥獣害は営農意欲の減退や耕作放棄地の増加等、市の農業に深刻な被害をもたらしています。

このような中、農村と都市住民との交流イベントを活用した地域農業の活性化や、複合経営による生産組織強化とともに産地銘柄の確立に向け努力している地域もあります。

今後は、露地野菜、施設園芸等の高収益性の作目、作型を、地域の担い手に導入し、地域ブランドとして産地化を図るとともに、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と、露地野菜・施設園芸等による集約的経営を展開する農家との間で、労働力の提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展をめざしていく必要があります。

さらに、まだまだ十分とはいえない農業基盤整備、生産基盤の整備、農村集落の飲料水確保の問題や営農用水及び農業集落排水など生活環境基盤の整備により、農村集落の活性化と定住の促進を図る必要があります。鳥獣被害の防止については官民が一体となり、電気柵の導入や積極的な捕獲活動を行っていく必要があります。

②林業

本市の総面積721.42km²のうち、可住地面積割合は12.4%と極端に低く、89.6%を占める林地は、植林された森林において、間伐対象面積がピークに達している反面、木材価格の低迷、後継者不足、高齢化に加え林業生産基盤整備の立ち遅れ等から、生産意欲の減退とともに適正な森林の管理が難しい現況にあります。

森林は、水源涵養、国土保全、環境保全、災害防止等、産業以外にも公益的機能において重要な役割を果たしています。今後は、森林の持つ公益的機能を發揮させるため、森林の更新や複層林化・針広混交林の育成など多様で健全な森林の整備を推進するとともに、広大な森林や緑の自然美を本市の宝として都市住民の憩いの場、レクリエーションの場として、観光と林業を連携し、自然環境との調和に配慮した健全な森づくりと森林資源の有効活用を図る必要があります。

③地場産業の振興

本市には、国指定名勝・天然記念物「大歩危」を含む大歩危・小歩危峡や、国指定重要有形民俗文化財「祖谷のかずら橋」、黒沢湿原並びに西日本の名峰剣山・三嶺をはじめとする山々、国選定重要伝統的建造物群保存地区「東祖谷落合地区」、また、井川スキー場腕山及び塩塚高

原キャンプ村、紅葉温泉などのレジャー施設、2017年に吉野川において世界大会が開催された「ラフティング」「ウェイクボード」、毎年多くのサイクリストが集う「ツール・ド・にし阿波」など、豊富な自然資源と平家落人伝説などの文化的遺産等、多くの観光資源に恵まれています。また、本市は高速道路やJR等、四国の高速交通網の結節点となっており、地理的優位性を活かした観光拠点としての役割が求められています。

本市は、これまで、豊富な観光資源や地理的優位性を最大限に活かしたまちづくりを進め、観光産業をリーディング産業と位置付けるとともに、近隣の3市町と「にし阿波観光圏整備計画」に基づき、激化する地域間の競争に勝ち抜くことをめざし、施策を進めてきました。この間の外国人観光客の入込数の増加といったインバウンド誘客の状況や、桃源郷のような別世界として注目を得ている状況も含めて、一定の効果が見えつつあります。一方で、過疎・少子高齢化の状況は厳しく、観光産業にとっても担い手不足の状況は深刻です。本市を訪れる観光客の観光形態が通過型、立ち寄り型としての色合いが多く、貴重な観光資源、恵まれた地理的条件にもかかわらず、それぞれの観光資源を相互に連携させながら効率的に活用するまでには至っていないという課題を抱えています。

今後は、三好市のブランドイメージを確立し、観光産業だけでなく、農業、林業、商工業等それぞれの分野と連携し、施策を展開する事とします。また、観光地・観光施設の整備をはじめ、各観光地を結ぶアクセス道路網の整備によるネットワーク化を進めるとともに、農林業・商工業やアウトドアスポーツとの連携による体験型観光など、国民のライフスタイルの多様化に対応した新たな戦略の展開、さらには、各種イベントの開催と観光の連携、観光情報の発信など観光PRの充実強化を図る必要があります。

これらを具体化するために、2020（令和2）年に策定した「第2次三好市観光基本計画」に基づき、三好市まるごと観光を推進し、将来の観光戦略については官民が一体となり、一方では官民の役割分担を明確に位置付け、時代のニーズを的確にとらえた戦略を展開するために、地域の多様な関係者を巻き込み、それらをマネージメントする、科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりを行う舵取り役として、「日本版DMO（ディスティネーション・マネジメント・オーガニゼイション）」の形成と確立をめざすとともに、2020（令和2）年6月に観光庁において「日本版持続可能な観光ガイドライン」が策定されたことを受け、SDGsにも対応した持続可能な観光の国際基準を活用した観光地域づくりを推進し、地域経済の発展につなげます。

④企業誘致対策

本市の工業は池田町を中心とし食品、木材、家具等の生産を柱として発展してきましたが、少子・高齢化と過疎化の進行や景気低迷の影響を受けています。

一方で、三野町において工業団地の整備を行うなど企業誘致に積極的な取組みがなされてき

ました。

しかしながら、市の面積の8割以上が山間地である本市には工業適地が少なく、工場誘致に苦慮しているうえ企業の撤退や既存企業の採用抑制など若年労働力の市外流出が激しく、雇用の場の確保が重要となっています。そのため、本市の地域特性に合った企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図ることを目的として、新規に立地する企業や規模拡大を行う企業に対しての支援をはじめ、高速通信網を活かしたサテライトオフィス誘致の支援を推進します。

⑤起業の促進

本市は、豊富な農林資源、観光資源など様々な創業に活用できる地域資源があり、農林業体験の受入れや、民泊などの新しい形の事業開始や、サテライトオフィスの集積、首都圏などからの移住クリエイターの増加、大学生によるフィールドワーク等による地域ビジネス創出の動きが見られます。

このような取組みをビジネスとして成立させ、地域経済の活性化や就業機会を増やし、雇用創出に繋げるために、創業支援のための体制を整え、創業希望者が創業や経営のノウハウを習得するための支援が必要です。

⑥商業の振興

本市の商業は、池田町のJR阿波池田駅周辺地域を中心に古くから県西部の中核商業地として発展してきました。現在も本市の中心部として国・県の官公署出先機関など、政治経済・教育の機能が集まると共に、四国のほぼ中央部（四国のへそ）としての商業圏を持っています。

その他、地域では、大半が食料・衣料・日用雑貨品を主とした小規模な家族経営の店舗が大半となっています。

近年本市民は、愛媛県東部や香川県西部に立地する大型量販店での購買が多く、加えて交通体系の変化で、高速自動車道を利用し京阪神で、商品購入する行動もみられます。さらに商業圏内における少子・高齢化と過疎化の進行により、消費人口の減少が商業の低迷を更に深刻なものとしています。

これらの要因から脱却し、経営の好転、安定を図るには、多様化する消費者ニーズの変化に対応できるよう、近代化、個性化、取扱商品の選定や流通の迅速化等、自主的経営改善の努力とともに商店街の連携強化が必要です。

（2）その対策

- ① 農業振興地域整備計画及び山村振興計画を基本に国、県の施策を有効に活用しながら農業生産基盤整備や農村環境整備を行い、地域環境に即した農業経営の近代化と生産性の向上を図るとともに後継者の確保に努め、農業生産法人の設立や自立経営農家の育成に努めます。

- ② 農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図るため、「農業振興地域整備計画」に基づき、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めます。
- ③ 農業の経営規模拡大と専業化を図るために農地の流動化促進、農用地の高度利用等優良農地の確保に努めるとともに、農道の新設・改良、補修整備等農業の基盤整備を進めます。
- ④ 産物の生産拡大を進めながら販売体制の強化やP Rに努め、農産物のブランド化を確立するとともに、地域の食材として地産地消を推進し、地元消費の拡大を図ります。また、農産物の加工や特產品化など他産業との連携を図り、魅力ある商品として価値の向上を図ります。
- ⑤ 鳥獣害からの被害を最小限に抑えるために、地域住民と協働で鳥獣防止柵の設置やモンキードッグの育成などの対策を進めます。
- ⑥ 都市住民との交流を基本とした自然体験型観光農業を積極的に行うとともに、農林・商工・観光の連携強化を図り、都市からのU I Jターンの希望を積極的に受け入れができる体制づくりに努めます。
- ⑦ 森林整備計画を基本に、地域の実態に即した森林、林業施策を推進し、森林経営計画による施業の団地化・集約化を行い、間伐材を有効利用しての生産体制の充実及び確立に努めます。
- ⑧ 林業基盤の整備と森林の保全管理のため、林道や作業道の開設・舗装を積極的かつ計画的に進めます。そのため森林基盤整備事業を効率的に運用しながら森林所有者の森林整備を奨励し、経営意欲を高めます。
- ⑨ 地元産材を地域住民が積極的に住宅建築等に利用できる環境をつくるため、良質材のブランド化やストックヤード等の整備を図ります。
- ⑩ 本市内の林業の活性化と森林環境の維持発展・地球温暖化対策への貢献を図るため、主伐・間伐により発生するC・D材や製材残さなどを活用したエネルギー供給事業を継続するための方策を推進します。
- ⑪ 豊富な自然と歴史的文化遺産、観光資源、そしてそこで営まれている田舎生活、これらの三好市の特徴を活かした自然体験型観光の推進、外国人の誘客拡大、都市住民と農山村との交流等をふんだんに折り込んだ交流事業の展開を図り、都市型観光とは違う魅力ある観光地づくりを推進します。また、滞在型観光をめざし、既設観光地や観光基盤の整備を行います。
- ⑫ 「第2次三好市観光基本計画」や「にし阿波へ剣山・吉野川観光圏整備計画」に基づき、観光地域づくりプラットフォーム（一般社団法人そらの郷）を「日本版DMO」として形成

を図り、観光ネットワークの確立と、多様な関係者との連携による地域が一体となった魅力的な観光地域づくりと戦略に基づく一元的な情報発信とプロモーションに努め、観光客の呼び込みと、交流の拡大を図ります。また、SDGsにも対応した持続可能な観光の国際基準を活用した観光地域づくりを推進し、地域経済の発展につなげます。

- ⑬ 本市の利便性の高い情報通信環境や交通網を生かして、サテライトオフィスの誘致促進に取り組みます。
- ⑭ 地域産業の競争力の強化と企業誘致の推進、U・I・Jターン者等による新たな起業に対する支援の充実を図ります。
- ⑮ 本市の地域特性を活かした、コミュニティビジネスをはじめ、新たな産業や市民起業家の育成支援や、事業を興す際に情報提供(土地、融資、会社設立)を行います。
- ⑯ 企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図るために、新規に立地する企業や生産施設などの規模拡大や雇用拡大を行う企業に対して支援を行います。
- ⑰ 商店の近代化、個性化、組織化を進めると同時に個性的で面的広がりのある商店街の整備を図るとともに、異業種間交流、高度情報化、業務の分業提携等を促進し、企業間の連携強化に努めます。
- ⑱ 地域産業の活性化と安定化を継承するため、企業と就職希望者のマッチングを推進とともに、支援体制の充実を図ります。

(3) 計画

以上の対策を進めるための事業計画は、末尾表「2 産業の振興」に定めるところとします。

(4) 産業振興促進事項

産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
三好市全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～令和8年3月31日	産業振興については、にし阿波観光圏のみならず、他県の周辺市町とも連携し、実施する

当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)その対策、(3)計画のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備や維持・管理などについては、各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、三好市公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

① 情報通信

本市ではCATV事業によって、市全域でブロードバンド環境を整備しています。

現在、インターネットに接続することは、SNSなどの個人の交流環境の構築のみならず、テレワーキングやクラウドコンピューティングサービスの利用など、経済活動には必須となっています。

のことから、インターネット接続環境が市全域で提供できることは、ITターンの促進やサテライト・オフィスの誘致に有益です。

しかし、現状として、民間のインターネット接続事業者の参入が期待できない山間部においては、三好市CATVの利用しか選択できず、競争による料金値下げなどは期待できない現状にあります。

今後、三好市CATVの加入促進を図ると同時に、よりCATVを利用しやすい環境整備を進めていく必要があります。

また、老朽化した機器を更新するなど、情報通信環境の維持に努めていく必要があります。

② 防災行政無線

本市においては、三野町、井川町、池田町、西祖谷山村、東祖谷に消防防災行政無線のシステムを導入しています。災害や緊急時に迅速に情報を提供するとともに、交通安全等の啓発活動やイベント等での活用がされています。しかし、周囲が山に囲まれた平坦部では反響により、そして山間部においては音声や電波の届きにくいという条件のため、難聴地区の解消には至っていません。また、防災無線のシステムは全般的に老朽化してきている上に未だアナログ電波を利用するシステムである為、デジタル化への切り替えも大きな課題となっています。

しかし、本市等が所有し、非常災害時に重要な拠点となる地域の公共機関等（指定避難場所を含む）をつなぐ地域公共ネットワークについては、防災上の観点から、地理的条件等により切断が想定される箇所の一部分において、無線による多重化や有線迂回路の整備を行うことにより、情報通信環境の強じん化を実現しています。

(2) その対策

① 地域情報化基盤整備の構築に努め、本市民がやすらぎを持って暮らせる基盤整備をめざし、通信基盤を効果的に利活用します。

② 超高速ブロードバンドによるインターネット接続サービスや地域IP電話網による告知放送サービスの提供、市民ニーズに即したコミュニティ番組や行政情報の提供を行い、地域

コミュニティ、行政広報の充実を図ります。

(3) 計画

以上の対策を進めるための事業計画は、末尾表「3 地域における情報化」に定めるところとします。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理などについては、各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、三好市公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

①道路関係

本市における道路形態は、国道32号、192号、319号、438号、439号、県道鳴門池田線他、主要地方道、一般県道とこれと接続する一般市道及び農林道により形成されています。市道及び農林道については、本計画等により重点的に整備してきた結果、以前と比較すればある程度改善され住民の生活圏の拡大、生産活動あるいは、地域間交流に大きな役割を果たしています。

道路は、地域間交流や経済活動を支える最も重要な社会基盤であることから、これまで、国道、県道をはじめ、地域生活に密着した市道等の整備を推進してきたところですが、広大な市域に加え、地形が急峻であることなどから、未だ多くの改良を要する区間が残っている状況にあります。

さらに市道、農林道については、行政区域が広範であるうえに、急峻な地形上の制約から、その整備も不十分です。そのため、今後においても地域の実態を考慮しつつ計画的な整備を行うことが必要です。また、本市が四国のほぼ中心部に位置し、四国の交通ネットワークの要衝地にあることや将来の広域的高速交通網に対応するため、加えて県西部における交流都市としての機能を果たしていくためにも、高速自動車道の四車線化の実現と国、県道の整備拡充を要望していくとともに、市道、農林道の整備など総合的な道路交通体系の確立が重要です。

②交通

本市における公共交通機関は、JR、路線バス、タクシーがあります。JRは阿波池田駅を中心に土讃線と徳島線があり、市内には10の駅があります。路線バスは民間バス事業者が、阿波池田バスターミナル及びJR各駅に接続し、国道、県道の幹線道路を主に11路線が運行されています。市営バス・スクールバス12路線で運行をしており、うち11路線ではスクールバスの住民利用が行われ、通院、通学、買い物など市民の移動手段として、重要な役割をはたしています。また、管内にはタクシー事業者が約10社（条件限定除く）あり、市民の足を守るとともに、三好市高齢者等タクシー利用助成制度での運行を行っています。

本市は、山地に囲まれた地形的制約により、道路の幅員は狭く、広大な市域に集落が散在することから、鉄道やバスは高齢者、子ども、学生など他の交通手段を持たない人々にとっては日常生活や通院、通勤、通学に欠かせない交通手段として重要な役割を果たしており、高齢化の進行に伴いその必要性はますます高まっています。

一方で、過疎化や車社会の進展、高速自動車道路の整備等により、鉄道やバスの利用者は年々減少の傾向にあり、路線バス事業からの撤退や、赤字路線が増加しています。これらのことから、利用者数の減少と運行経費の増大抑制、利用者のニーズに対応した路線や運行形態の見直しを行う必要があります。

しかし、祖谷渓を走るポンネットバスの運行や、秘境駅として有名な坪尻駅が近年観光客から好評を得ているように、従来の交通機関を付加価値のある利用方法に創意工夫していくならば、交通機関そのものが観光の対象としての一面を持つことになり、新たな局面を見出すこともできます。

公共交通機関の維持向上を図るためにもハード、ソフトの両面にわたる幅広い基盤整備に努める必要があります。

(2) その対策

- ① 生活圏の拡大に伴う、広域的、経済的進展を図ります。そのためにも、今後の高速交通網の整備に対応した国道、県道の新設、改良を要望するとともに、地域間交流をさらに強めていきます。
- ② 生活道の整備、幹線間道路の有効な整備、観光拠点へのアクセス道の整備に努めるとともに道路の維持管理を計画的に行います。
また、地域産業の振興に必要な農道・林道についても、市内地域道路網形成のため、改良・舗装等の計画的な整備を行います。
- ③ 道幅が狭く、訪問しにくい市内の観光スポットへの利便性の向上を図り、より多くの観光客に訪れてもらえるよう電気自動車（EV）を導入し、本市の観光資源の付加価値を高めていきます。また、ポンネットバスや秘境駅で知られる坪尻駅を公共交通機関のみとして捉えるのではなく、魅力ある観光資源として広く発信し、交流人口の拡大に繋げていきます。
- ④ 交通機関について、JR及び民営バスの維持を図るとともに、市営バス及びスクールバスの利便性の向上と効率化を図ります。また、「三好市高齢者等タクシー利用助成制度」などで地域住民に欠かせない交通手段の確保に努めます。

(3) 計画

以上の対策を進めるための事業計画は、末尾表「4 交通施設の整備、交通手段の確保」に定めるとところとします。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理などについては、各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、三好市公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①水道施設

本市の水道施設は、上水道及び簡易水道などがあり、2018（平成30）年度末現在の普及率は88.6%となっています。徳島県の平均は、97.0%、県内過疎団体平均は、84.9%であり、県内過疎団体平均よりは高いものの、未だ徳島県全体の平均より低い水準となっています。これは、地理的・地形的条件の地域格差によるものです。

また、山間地域においては、湧水や山水を利用している地域が多く、冬場の凍結、渇水期の断水や出水期の濁水等、清浄で安定した生活用水の確保に苦慮しています。

高齢化が進むにつれて、維持管理や安全面において不安を抱いていることから、飲料水施設設置・改良・修繕費補助金や集落支援包括事業（生活用水確保事業）等の制度を積極的に活用することによって、山間地域における生活用水の確保に取り組む必要があります。

②下水処理施設

本市は、四国三郎吉野川、支流の祖谷川、銅山川をはじめ多くの河川、溪流に恵まれています。こうした恵まれた河川を維持・改善するための汚水処理整備は、快適な生活環境の整備と公共用水域の水質保全を図るために不可欠な社会基盤施設となっています。

しかし、近年、河川水の多目的利用、生活様式の変化及び多様化による汚染、減水が進み、水環境への影響が大きくなっているため、一層の汚水処理対策に取り組む必要があります。

本市における合併処理浄化槽の普及率は、徐々に向上してきていますが、今後、更なる普及が必要です。

③ 業物処理施設

本市の一般廃棄物については、三好市、東みよし町で構成する「みよし広域連合」の焼却処分施設において、共同処理しています。ごみの収集は、直営及び民間委託により実施していますが、生活様式の多様化も加わり、1人あたりのごみの排出量は年々増加しています。

2000（平成12）年度から容器包装リサイクル法の制定等により、分別収集を始めていますが、今後、さらに資源ごみの有効利用、ごみ減量化を図るためにリサイクルの推進が必要です。また、最終処分場がリサイクルプラザと同時に新設されましたが、最終処分場の埋め立て処理期間の延長を図るためにも、ごみ減量化とリサイクル推進について住民の理解と協力を得る必要があります。

焼却場施設も長年のごみ焼却により傷みも激しくなり、改修等も多く新施設の整備が必要となっています。地域住民が安心して生活のできる環境を確保するために、地域住民及び委託業者と「みよし広域連合」によるごみ減量、リサイクル推進と、広域体制による充分な検討の上に立った将来の実施計画が必要です。

し尿の収集については、複数の収集業者が実施しています。また、処理については、「みよし広域連合」施設で行われており、順次施設改良により処理能力が向上されてきています。

しかし、近年は、施設の老朽化が進んでいることから、2017（平成29）年度より、現在の処理施設「浄化センター」を「汚泥再生処理センター」に更新するための整備事業に取りかかっており、2025年度の完成をめざしています。

④消防施設

本市における消防体制は、常備消防体制として、「みよし広域連合」が三好市と東みよし町で組織されており、東みよし町足代に消防本部及び東消防署が設置されています。本市地域別では、池田町に池田消防署、山城町に池田消防署西分署、東祖谷には池田消防署祖谷分署が設置されています。また、非常備消防体制として6団53分団（三野町消防団11分団（女性分団を含む）、井川町消防団7分団、池田町消防団13分団、山城町消防団8分団、西祖谷消防団6分団、東祖谷消防団8分団）の消防団が編成されています。

近年消防活動はますます多様化し、防火、防災、住民の安全確保へとその範囲も拡大しつつあり、休日、夜間における救急、救助に対する要請も増加しています。こうした活動をはじめ遭難や行方不明者の捜索活動など、災害時における住民の要請に対し、迅速・適確に応えることができるよう常備消防を補完するため消防団員の装備や施設等の整備を一層充実させる必要があります。特に山間部における消防施設（水利）の整備はまだ完全ではなく、今後も消防団員の確保や資質の向上、そして装備や消防施設の整備充実を図っていくことが必要です。また、住宅密集地における建築物の多様化や住民の生活様式の高度化もその度合いを増しつつあり、高層建築物の火災や石油、ガスそして新建築材等における特殊火災の増加も危惧されています。

⑤地域防災力の強化

近年発生が予想されている南海トラフ巨大地震等の大規模災害時に、人的被害を最小限に抑えるためには、住民一人ひとりが自らの生命と財産は自ら守るということを認識し、住民が自主的に防災活動に参加し必要な事前対策を行い、地域で助け合っていくこと（自助・共助）による初期の救助・救出活動が重要であります。

自主防災組織は大部分の地域で結成されていますが、避難所運営などの活動には少人数の組織では運営が難しく、ほとんどが高齢者の地域もあります。そのため、更なる組織の再編や訓練を行い育成を図る必要があります。また、過疎地域の山間部等では、大規模災害による集落の孤立化が懸念されるため、その対策が課題となっています。

さらに、各地区における災害用備蓄物資等の計画的な備蓄と、備蓄箇所の確保も重要な課題となっています。

⑥公営住宅

本市には現在1,029戸の公営住宅があります。しかし、既存住宅においては、既に耐用年数が過ぎた住宅も多く、老朽化が激しい現況にあります。住民の生活環境を守り、低廉な価格で利用できる公営住宅の必要性は今後もますます増大していくことが予想されることから、計画的に改築等を行っていくことが必要です。

⑦その他の生活環境施設

本市の中心部には都市計画区域が設定されており、都市的環境の整備を図りつつ住民の生活環境の整備に努めていますが、都市計画に基づき中心都市としての都市機能の充実整備を進めます。その他の地域においても、恵まれた自然環境を重視し、環境に即した生活環境施設整備に努めることが重要といえます。

また、老朽化した木造住宅は、大地震により倒壊する危険性が高く、安全・安心な生活を送るためには、住宅の耐震化を早期に図る必要があります。

(2) その対策

- ① 過疎化、少子化など本格的な人口減少により給水量が減少していく中、水道がその役割を果たし続けるために水道におけるアセットマネジメント体制を確立させるとともに、持続可能な開発目標（S D G s）「すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理の確保」及び水道の基盤強化を図り、水道行政の推進に努めます。
- ② 快適な生活環境の確保と美しい水環境保全のため、農業集落排水施設、生活排水処理施設の整備を計画的に推進します。また、P F I 方式による合併処理浄化槽の整備及び維持管理を継続し、環境衛生の確立に努めます。
- ③ ごみの分別収集を強化するなど、リサイクル活動を推進し、処分場への搬入量軽減を図ります。また、自家処理の推進のため、生ごみ処理容器購入補助を行うなど、ごみの減量化に向けての対策を推進します。
- ④ ごみ収集車両やごみ収集ステーション等の充実を図り、収集処理体制の拡充に努めます。また、広域処理体制のもと、ごみ最終処分施設、焼却場の効率的な運用を図ります。
- ⑤ 消防・救急体制の充実強化を図るとともに、山間部の消火体制の強化のために近県・近隣町との連携を強化していきます。
- ⑥ 啓発や訓練等を通じて住民の防災意識の高揚を図り、住民が共に支え合い、初期消火や救助・救出活動を行う自主防災組織の結成促進及び育成をすることにより、地域住民の自主的

な防災活動の活性化を図ります。

- ⑦ 大規模災害による集落の孤立化等に備えるため、地域の防災拠点施設の整備や多様な通信手段の確保を図るとともに、ヘリコプターの降着適地の確保や整備を図り救助・救援体制の強化を図ります。また、災害用備蓄物資等の計画的な備蓄を進めます。
- ⑧ 公営住宅の計画的改築（修繕）を行うとともに、U I J ターンを希望する都市住民を受け入れることのできる公営住宅の建設を検討します。
- ⑨ 都市的環境を整備するため、計画的に市街地等の整備を進めます。
- ⑩ 市内の木造住宅の耐震診断を実施し、耐震改修・耐震シェルターの設置・住替えに伴う除却等の事業を推進します。

(3) 計画

以上の対策を進めるための事業計画は、末尾表「5 生活環境の整備」に定めるところとします。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理などについては、各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、三好市公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

近年全国的な人口減少にともない、少子高齢化や核家族化等が一層進み、子育てに夢や希望、生きがいが見いだせないといわれる昨今、特に子育て世代にとって経済的な負担の大きさ、家庭と仕事の両立の困難さ、育児についての不安など、子どもを産み育てる 것을ためらわせる経済的あるいは心理的負担感はますます強くなっています。

これまで、本市では、安心して子どもを産み育てることができる社会の構築に向け、「ともに育ち ともに輝く 次代の子ども」を基本理念として、「三好市子ども・子育て支援事業計画（第2期）」を策定し、さまざまな子育て支援に関わる取り組みを進めてきました。しかしながら、本市においては、若年女性の市外への流出拡大を一因とする出生率の低下に歯止めがかかっておらず、今後さらなる少子化対策や子育て支援における総合的な政策が必要となっています。

① 保育所

市内の認可保育所は、公立保育所が6ヶ所と認定こども園が3園、私立認可保育所が2ヶ所となっています。

核家族化の進行や女性の社会進出、就業構造の変化等により、仕事と子育ての両立のための支援がより一層求められているなか、今後ますます多様化する保育ニーズへの対応と保育の資質向上のため、あらゆる側面から保育所の内容や設備等の充実に努める必要があります。

② 放課後児童クラブ

市内には、児童に安全かつ健全な遊びを与え、その健康を増進し、豊かな情操を養い、児童の放課後対策を図るため、放課後児童クラブが14ヶ所設置されています。

本市では、保護者のニーズへの対応として、「小1の壁」（保育所を利用する共働き家庭等が直面する、小学校になった子どもたちを預かる自治体の児童クラブで、延長保育がないために、働き方の変更を見直す必要がある仕事と子育ての両立に関わる時間的問題）を打破するために、放課後児童クラブの整備を進めてきましたが、現在、「小4の壁」の前に立たされています。

③認定こども園

本市においては、子どもの出生数が著しく低下し、地域によっては幼稚園又は保育所をそれぞれ単独で存続させることが困難となっており、人間形成にとって極めて重要な乳幼児期に、子どもが一定の集団で生活する機会を確保することが必要となっています。

そのため、就労形態に関わりなく、希望するすべての乳幼児に幼児教育と保育を提供する「認定こども園」制度を導入し、現在市内3ヶ所に保育所型認定こども園を設置しています。

④地域における子育て支援サービスの充実

人口減少や少子化の影響で、同世代の子どもも同士の交流や、子育て中の保護者の情報交換の機会の減少、きめ細かな子育て支援サービスが受けにくくい状況があることから、子育てしやすい環境の整備を図る必要があります。

このため、保育所等を利用する子どもの家庭だけでなく、すべての家庭及び子どもを対象として、地域の実情や子育て家庭のニーズに応じた、総合的な子育て支援を推進します。

⑤高齢者福祉

2015（平成27）年の国勢調査における65歳以上高齢者人口は10,992人で、総人口（26,836人）に占める割合は41.0%となっており、2010（平成22）年と比較すると、高齢化率は3.0%上昇しています。全国平均26.6%、県平均31.0%に対し、かなり高い数値を示しており、人口の高齢化は今後もさらに進行することが予測されます。また、寝たきりや認知症の高齢者の増加による介護の長期化など、介護の必要性や重要性がますます高まりつつある中、本市においては、介護する側の高齢化、高齢者の見守りといった生活支援を行うべき地域の担い手の高齢化といった課題も抱えています。

表7－1 高齢者人口（国勢調査）

区分 年次	三好市			徳島県			全国割合 (%)
	総人口 (人)	65歳以上 (人)	割合 (%)	総人口 (人)	65歳以上 (人)	割合(%)	
昭和35年	71,370	5,537	7.6	847,274	63,267	7.5	5.7
昭和40年	63,837	5,955	9.3	815,115	68,219	8.4	6.3
昭和45年	55,537	6,490	11.7	791,111	76,065	9.6	7.1
昭和50年	50,121	6,787	13.5	805,116	86,562	10.8	7.9
昭和55年	47,057	7,428	15.8	825,216	98,904	12.0	9.1
昭和60年	45,340	7,861	17.3	834,889	110,921	13.3	9.1
平成2年	42,219	8,884	21.0	831,598	129,105	15.5	12.0
平成7年	40,087	10,767	26.9	832,429	157,461	18.9	14.5
平成12年	37,305	12,004	32.2	824,108	180,637	21.9	17.3
平成17年	34,103	12,236	35.9	809,950	197,313	24.4	20.1
平成22年	29,951	11,385	38.0	785,491	209,926	27.0	23.0
平成27年	26,836	10,992	41.0	755,733	230,914	31.0	26.6

⑥障害者・児福祉

障害者自立支援法により、障がいの種別にかかわらず、障がいのある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みが一元化され、障害者総合支援法での取組みが更に強化されています。

利用者本位のサービスを提供することで、障がい者の主体性が尊重され、地域で生き生きと豊かに暮らせる社会づくりが重要です。

また、社会生活をしていく上でバリアとなるものを除去するとともに、新しいバリアをつくらないことも重要となってきています。

(2) その対策

- ① 仕事と子育ての両立に向け、就労形態に応じた多様な保育ニーズに柔軟に対応できるきめ細やかな保育サービスの充実や施設の充実を図ります。
- ② 国が策定した「放課後子どもも総合プラン」の趣旨を踏まえ、地域のニーズに応じた放課後児童クラブなどの計画的な整備を推進します。
- ③ 今後も児童数の推移を鑑みつつ、認定こども園において一体的な就学前教育・保育の推進を図っていきます。
- ④ 安心して働き続けられる職場づくりを推進するため、仕事と子育ての両立に積極的な企業を支援します。
- ⑤ 地域子育て支援センター事業の拡充や、補助制度により、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進します。
- ⑥ 学校給食の食材に主に地元の食材を利用し、地場産食材の普及啓発を図るとともに、食育を実践し、児童・生徒の食に関する知識の向上と、健全な身体の育成を図ります。また、ふれあい体験等を実施することにより、子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくりを推進します。
- ⑦ 子どもの最善の利益を支える環境づくりを推進するため、要保護児童対策や虐待防止対策を推進します。また、障がいのある子どもへの支援を充実します。
- ⑧ ファミリー・サポート・センター事業や世代間交流・地域活動事業により、地域において、子育て家庭を支援する環境づくりを推進します。
- ⑨ 「三好市高齢者保健福祉計画」及び「みよし広域連合介護保険事業計画」に基づき、「住まい、介護、医療、予防、生活支援」を一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」の体制

を引き続き進めます。

- ⑩ 高齢者が生きがいを持って暮らし、できるだけ要介護状態にならないための介護予防や、住民が担い手として参加する生活支援等のサービス体制整備を進めていきます。
- ⑪ I C T 基盤を活用した生涯学習の充実、健康管理、緊急時通報システムの整備に取り組むとともに高齢者のニーズに対応した健康増進施設の充実に努め、高齢者が生きがいを持って、健康で安心して生活を営むことができるまちづくりを推進します。
- ⑫ 福祉施設の適正な配置及び、維持修繕等の施設整備の充実を図ります。
- ⑬ 介護保険事業の充実、健康教育・相談等の保健・福祉サービスの充実など在宅福祉の向上に努めます。
- ⑭ 世代間交流の促進や各種イベントの積極的参加の呼びかけなど地域社会活動への参加機会の充実を図ります。
- ⑮ 「三好市障害者基本計画及び三好市障害者福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、障がいのある方々の最も身近な市が責任をもち、利用者本位のサービスを提供することで、障がいのある人もない人も、お互いに支え合い、住み慣れた地域で安心・安全に暮らしていく社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念に基づいた障がい者の自立と社会参加の促進に努めます。また、物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処するとともに、新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインする「ユニバーサルデザイン」の取り組みを積極的に推進します。

(3) 計画

以上の対策を進めるための事業計画は、末尾表「6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」に定めるところとします。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理などについては、各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、三好市公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

2020（令和2）年度の本市における医療機関は、表8－1のとおりです。医療機関の大半が市の中心部に集中しており、特に山間・僻地における医療提供体制の充実を図る必要があります。また、診療科の偏在に関しては、市内において分娩を取り扱う医療機関は無く、小児科を標榜する病院・診療所が減少している状況です。地域において必要とされる一般的、標準的な医療を提供する体制を確保することや医師確保が喫緊の課題となっています。

近年国が進める「地域包括ケアシステム」は、医療の提供だけでなく、病気の予防や完治後の本人の生活も含めて援助し、本人の住み慣れた所で、地域の人々と一緒に健康な生活を送れるよう保健・医療・介護・福祉サービスを総合的・一体的に提供するものであり、本市においてもこのシステムの構築に努力しているところです。

本市においても各種健康診断などの保健事業を実施していますが、集団検診への移動手段がなく参加が困難になっている地区や高齢者もいることから、検診の実施手段や移動手段の検討を行い、集団検診への参加率の向上を図るとともに、高齢化の進行に対応した疾病に対する予防活動の実施や健康管理体制の充実などに医療機関の協力のもとに、生涯にわたる健康づくり体制を整備する必要があります。

表8－1 病院・一般診療所数及び病床数

（2020年11月20日現在）

区分	施設数				病床数					
	総数	精神	一般	救急告示	総数	精神病院	感染	結核	一般	療養
病院	5	1	4	2	559	120	6	8	365	60
一般診療所	17	-	-	-	60	-	-	-	60	0
歯科診療所	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※救急告示及び病床総数は再掲

提供：三好保健所

(2) その対策

- ① 住民に対する定期的な健康相談、健康診断、集団検診、予防接種などを積極的に促進し、受診率の向上など、疾病の予防と健康管理に努めます。
- ② 市民のニーズに応じた検診体制の整備に努めます。
- ③ 安心して出産できる環境づくりをめざし、関係機関に対し、分娩の再開に向けた働きかけを継続して行うとともに、小児医療の支援制度充実を図ります。
- ④ 三好市保健センターにおいて、総合的保健対策を行います。

- ⑤ まちぐるみ（地域ぐるみ）健康づくり運動を推進し各種の健康教育を実施します。
- ⑥ 地域において必要とされる医療体制の確保や医師確保に努め、民間医療機関との相互の連携強化を促進します。
- ⑦ 高齢者や心身障がい者への医療支援制度の充実を図り、傷病後の機能回復訓練のための施設、機器の充実整備にむけて医療機関へ協力を求めていきます。
- ⑧ 関係医療機関や近隣市町との協力関係の強化や救急告示病院の拡充に努めるとともに、休日や夜間の救急医療体制の充実に努めます。
- ⑨ 山間地域における医療提供体制の充実に努めます。また、地域包括ケアシステムの構築に努めます。

（3）計画

以上の対策を進めるための事業計画は、末尾表「7 医療の確保」に定めるところとします。

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理などについては、各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、三好市公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

①小・中学校

2020（令和2）年5月1日現在、三好市内には休廃校を除き、小学校14校（児童数874人）、中学校6校（生徒数465人）があります。少子化の進展により、子どもの数は山間地域を中心に急速に減少しており、学校運営の適正化、教育的視点に立った課題の解消を図るために、統廃合等を進めていく必要があります。しかしながら、学校は、地域住民にとって今なお、地域コミュニティの核として、世代間交流の場としての機能を有しております、その維持運営については慎重に行う必要があります。

学校は未来の日本そして本市を担う子どもたちを健全に育てるという重大な役割を担っております。社会の変化と未来を見つめながら、教育環境の充実はもちろんのこと、教育活動の工夫とそれぞれの子どもの特性を大切にした教育の多様化に努めることが重要です。

施設面では、校舎・屋内運動場・プール等の長寿命化や、学校の統廃合を見据えた整備を図ることが必要です。さらに、情操教育の観点、体験活動の推進のため屋外教育環境整備や、子どもの数の減少に伴う余裕教室の有効活用を図るなど、快適な学校生活・豊かな教育環境の整備も課題となっています。また、学校の小規模化や情報化社会の進展に対応するため、ＩＣＴの活用による教育のより一層の充実が望まれます。

②幼稚園

2020（令和2）年5月1日現在、三好市内には休園を除き、幼稚園6園（園児数65人）があります。少子化の進展により、園児の数は山間地域を中心に急速に減少しています。

施設整備については、園舎の改修、園庭の整備、預かり保育の環境の充実、幼稚園の統廃合、認定こども園による幼保一元化など、安全で快適な教育・保育環境の整備を効率的に図ることが課題となっています。また、核家族化や女性の社会活躍、就業の態様・機会の変化等に対応するため、保護者のニーズに対応した環境づくりの推進も課題となっています。

③社会教育

社会・経済情勢の変化に伴い、価値観が多様化するなか、生涯をよりよく生きたいという願いは、市民共通のものとなっています。市内には6つの公民館と3地区館そして53分館が設置され、住民に最も身近な教育施設として社会教育関係団体やグループ、また、自治会の活動等、地域と密接にかかわってきました。

住民一人ひとりが、生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」自発的に学習を行えるようにするために、学習拠点となる施設の整備、指導者・コーディネーターの育成や確保など、生涯学習を推進するシステムづくりを図ることが必要です。

今後、「学び」による地域づくりを推進するためには、総合的、体系的な学習体制と組織の整備を進めるとともに、公民館を生涯学習の拠点として、施設の充実と職員資質の向上、地域間交流に積極的に取り組むなど、生涯学習機能の向上に努める必要があります。

スポーツ人口は、急激な過疎化と少子・高齢化によって大幅に減少しており、指導者の高齢化も進行しています。市民のスポーツ参加への意欲向上について、相互連携、連動を図りながら、生涯スポーツに社会の実現に向けたスポーツ振興が達成できるよう、それぞれの柱に沿った施策及び具体的に取り組みを実施していく必要があります。

(2) その対策

- ① 園児・児童・生徒数の減少が予想されるため、計画的に状況に応じた校（園）舎・屋内運動場等の教育環境の整備に努めます。
- ② 高度情報化に対応した利用環境の整備並びに障がい児が安心して教育を受けられるようユニバーサルデザイン化等、施設の充実に努めます。
- ③ 屋外教育環境施設や余裕教室の改造と活用を図り、豊かな教育環境の整備を進めながら、園児・児童・生徒の個性の伸長に努めます。
- ④ 小規模校における教育水準の向上を図るため、学校運営、学習システム等に適合した教育施設の整備充実に努めます。
- ⑤ 遠距離通学者の経済的負担を軽減するため、通学バス等の拡充及び財政援助を行います。
- ⑥ I C T を活用した教育の充実により、情報教育の発展を図ります。
- ⑦ 給食設備の効率的な整備を推進するとともに、学校給食の充実に努めます。
- ⑧ 幼稚園舎の改修・保育室空調設備、屋外環境整備等、保育施設の拡充整備を行い、安全で快適な保育環境の整備に努めます。
- ⑨ 公民館、図書館、総合体育館・運動公園文化施設等、社会教育施設の充実に努めます。
- ⑩ スポーツ振興計画に基づき「誰でも」「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツを楽しめる施設や設備の充実を図ります。また、各種スポーツイベントの開催やスポーツ指導者の育成など指導体制の充実を図ります。

(3) 計画

以上の対策を進めるための事業計画は、末尾表「8 教育の振興」に定めるところとします。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備や維持・管理などについては、各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、三好市公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

本市の地域集落形態は、人口や経済・政治機構の集中した平坦市街地域と、やや市街化傾向にあるその周辺地域集落、そして過疎が急速に進む山間地域平坦集落と山間地域の急傾斜地集落の4形態により構成されています。市には現在468の自治会があり、地域別では、三野63、井川91、池田185、山城51、西祖谷34、東祖谷44の自治会数となっています。

旧過疎法施行以来、旧町村別の計画にしたがって道路網の整備、生活基盤・環境整備、教育文化設備等地域の総合的な住環境の整備を進めてきました。その結果、大勢的には人口減少もやや鈍化の傾向を示した時期もありましたが、依然として山間地域においては人口流出による過疎化が進行しつつあり、山間地域集落の荒廃が進んでいます。特に市街地から離れた地区においては孤立した集落が散在し、既に消滅した集落や近い将来消滅が予想される集落も各地域でみられます。生活共同体としての機能が失われ、状況が進行するなかで、旧来からの地域社会の区分は崩壊しつつあります。今後、地域の再編成等も考慮しながら、住民の自主的な地域活動を推進し、地域の連帯感と生活共同体機能の回復を図る必要があります。

(2) その対策

- ① 高齢者や女性が負担なく安心して暮らすことのできるよう、上水道施設や簡易給水施設の整備拡充を行うとともに、水道事業の健全な運営に努めます。
- ② あふれる笑顔と未来をめざす地域社会をつくるため、住民の自主的な地域活動を推進し、地域連帯感と生活共同体機能の回復を図ります。
- ③ 生活道の整備や生産基盤整備そして高齢者に適した換金作物の開発や地域の特色を生かした特産品づくりを進め、所得の向上と就業機会の確保に努めます。
- ④ 地域ボランティア活動及び、各関係機関と連携のもと健康増進対策、地域福祉対策の推進に努めます。
- ⑤ 都市住民との交流を進め、地域の活性化を行うため体験農業や山村留学等の施策を検討し、観光開発等も併せて行います。
- ⑥ 市民が主体的に集落の喫緊の課題や問題点を把握し、将来に向けて課題解決を行うことができるよう、対話の機会を与えるとともに、地域社会へ貢献する担い手となる人材の育成と確保に努めます。
- ⑦ 集落住民の生活支援を行うため、集落支援員や地域おこし協力隊を配置し、集落の維持・活性化に努めます。

⑧ 「三好市移住交流センター」の充実を図り、U I J ターン希望者に対し定住支援施策を行います。

⑨ 「過疎地域等集落整備事業費補助金」等を活用し、計画的な集落整備を行います。

(3) 計画

以上の対策を進めるための事業計画は、末尾表「9 集落の整備」に定めるところとします。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理などについては、各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、三好市公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

11. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本市は自然、歴史、文化の宝庫であり、祖谷のかずら橋、重要伝統的建造物群保存地区（落合地区）、三嶺ミヤマクマザサ及びコメツツジ群落、木村家住宅、旧小采家住宅、西祖谷の神代踊、絹本著色楊柳観音像などの国指定の文化財があります。また、黒沢の湿原植物群落・大枝の錆杉（国盛杉）、阿佐家住宅（平家屋敷）のほか多くの社叢群や彫刻像が徳島県指定の文化財となっています。この他、市指定の建造物、天然記念物、彫刻、伝統芸能等が文化財として指定及び登録されています。今後もこれらのすばらしい歴史的文化遺産を保存し、次世代に継承することが重要となっていますが、所有者、関係者の理解と維持管理等が課題となっています。

山間部では、地域の芸能として古くから神社、寺院等を中心とした祭りについても、過疎等に伴う後継者不足等により規模を縮小して開催されている地域もあり、今後の運営等を含めて重要な課題となっています。また、地域や各種団体が地域興しとして開催している催しについても、地域の特色を活かした内容を継続するために、今後の運営方法等の検討が必要となっています。

(2) その対策

- ① 地域文化振興の中心となる活動の場を提供するため、休廃校・公民館・集会施設など既存施設を利用促進するための環境整備を行います。
- ② 地域住民、関係者の理解と協力を得て保存活動を推進するとともに、新規文化財の発掘に努めます。
- ③ 歴史・文化の適切な維持・継承を図るため、後継者の養成並びに歴史的建造物など文化財の保護と活用や、本市出身の歴史上の人物の研究・啓発に努めます。
- ④ 山間地域等の芸能文化継承のため、地域出身者、祭り参加希望者等の協力を得て、行事などを継続的に開催する方法などを検討します。

(3) 計画

以上の対策を進めるための事業計画は、末尾表「10 地域文化の振興等」に定めるところとします。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備や維持・管理などについては、各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、三好市公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

12. 再生可能エネルギーの利用促進

(1) 現況と問題点

近年の地球環境は、温室効果ガスの排出量の増加により地球温暖化が進み、海面の上昇、異常気象の増加、生態系や農作物への悪影響などが指摘されています。

地球温暖化対策の中で一番大きな課題が温室効果ガスの一つである二酸化炭素の排出量の削減です。二酸化炭素の排出量を減らすには省エネ対策の必要があります。日本の二酸化炭素排出量の約2割は、給湯や暖房、調理のためのガスの使用、電気製品の使用、それに自家用車の利用などにより、日常生活から排出されています。

これまでの地域における気候変動政策・エネルギー政策は、気候変動への緩和策（温室効果ガス削減策）として、温室効果ガスの削減目標の設定、目標達成のための計画づくりがされてきましたが、その具体的な取り組みは、一般的には省エネの啓発活動、住宅用太陽光発電などへの補助などが中心でした。

本市においては、リサイクル製品の利用促進や夏・冬のエコスタイルの実施、一部の公用車への燃料として、食用油を精製してできるバイオディーゼル燃料（BDF）を使用するなどの方法で、温室ガスの排出量の抑制を図っています。

しかし、地球温暖化対策を進めるためには、温室効果ガスの主要な排出源の一つとされる化石燃料の消費を抑制することや、事業所の電気使用量を削減するため、省エネ診断を実施するなど、さらに取り組みを進めていかなければなりません。

また、限りある資源の化石燃料からの脱却を図る自然エネルギーへの転換や、荒廃した森林資源の活用による環境に配慮した新エネルギーなどを推進する必要があります。

(2) その対策

- ① 豊かな自然を活かした、地球にやさしい自然エネルギーを活用するとともに、市民への啓発活動を推進し、安心して快適に暮らすことができる環境整備に努めます。
- ② 風力、太陽光、小水力、地熱など、地域で活用できる自然エネルギーを調査し、自然との共生を図るとともに新産業の創設も図ります。
- ③ 二酸化炭素削減を図るために、公用車への低公害自動車の導入促進や新エネルギーの公共施設などへの導入とともに、学校教育・市民への啓発活動を推進します。
- ④ 豊かな森林資源を利用するバイオマスエネルギーの活用により、地球温暖化の防止、地域活性化を図ります。

(3) 計画

以上の対策を進めるための事業計画は、末尾表「1.1 再生可能エネルギーの利用促進」に定めるところとします。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理などについては、各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、三好市公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

市民のニーズは多様化、高度化し、時代の要請も複雑・多岐にわたるものとなってきています。

このようななか、新たなまちづくりを進めていくためには、あらゆる分野において、これまで以上に市民の参加と協力が必要であり、地域住民と行政が一体となり常に信頼関係を保ちながら諸施策を開拓していくことが重要です。そのためには、行政が自ら市民参加の機会を拡充するとともに、地域住民の求める情報を適時適切に提供しながら連携強化に努め、一層の市民参加やコミュニティ活動を推進していくことが重要といえます。

(2) その対策

- ① まちづくりの基本である住民自治活動を活発にするため、リーダーの育成や広報活動等各種情報の提供を積極的に進めます。
- ② 「三好市まちづくり基本条例」に基づき、地域と行政が一体となったまちづくりを推進します。
- ③ 迅速で正確な事務処理を行い、市民の立場に立って利用しやすいサービスの提供を心がけ、そのために必要な情報基盤の整備促進を図ります。
- ④ 市民のニーズに柔軟に対応できる企画立案能力、専門技術力を持つ職員の養成に努めます。
- ⑤ 今後の生活圏の拡大を踏まえ、農林、商工、観光等産業の連携による振興や各種施設の整備充実に努めるとともに、他市町との連携による広域処理等連携強化を一層推進します。
- ⑥ 過疎地域持続的発展支援交付金事業、徳島県集落再生加速化支援費補助金等を活用し、地域の活性化を図ります。
- ⑦ 結婚を希望する者に対し、出会いの場の機会の創出を図るなど、支援体制を充実します。

(3) 計画

以上の対策を進めるための事業計画は、末尾表「12 その他地域の自立促進に関し必要な事項」に定めるところとします。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理などについては、各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、三好市公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適

正に実施します。

事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進及び人材育成	(1)移住・定住			
2 産業の振興	(1)基盤整備			
		農業 県営広域農道整備事業 農道開設 阿讚三好地区 三野工区	徳島県	
		県営中山間地域総合整備事業 集落道整備 三野西部地区	徳島県	
		県営農村地域防災減災事業 排渠用水路整備 三村用水	徳島県	
		県営老朽ため池等整備事業 ため池整備 花園池	徳島県	
		県営中山間地域総合整備事業 農道 用道路整備等 三好南部地区	徳島県	
		老朽ため池等整備事業 堤体工、取水工 亭山池	徳島県	
		老朽ため池等整備事業 堤体工ほか 桶川池	徳島県	
		老朽ため池等整備事業 堤体工ほか 地神池	徳島県	
		老朽ため池等整備事業 ため池撤去 高戸星池	徳島県	
		県単土地改良事業	三好市	
		水利施設等保全高度化事業	三好市	
		林業 下名大田口線	三好市	
		小川平線	三好市	
		谷間豊永線	三好市	
		樺尾阿佐線	三好市	
		阿佐名東線	三好市	
		川崎国見山線	三好市	
		下名大田口線	三好市	
		小川平線	三好市	
		下名栗山線	三好市	
		阿佐名須線	三好市	
		塙塙栗山線	三好市	
		田ノ内坂瀬線	三好市	
		池田添川線	三好市	
		峰根津木線	三好市	
		日の丸線	三好市	
		有瀬中尾線	三好市	
		下名栗山線	三好市	
		熊谷線	三好市	
		光兼線	三好市	
		井ノ久保線	三好市	
		樺尾阿佐線	三好市	

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	林業 阿佐名頃線		三好市	
	沢谷線		三好市	
	井ノ久保線		三好市	
	閑定線		三好市	
	鍵掛線		三好市	
	駒倉知行線		三好市	
	日の丸線		三好市	
	光兼影線		三好市	
	吾橋津線		三好市	
	有瀬中尾線		三好市	
(3) 経営近代化施設	(3) 経営近代化施設		三好市 森林組合	
	林業機械整備事業		三好市 森林組合	
	(9) 観光又はレクリエーション			
	諫訪公園整備事業		三好市	
	池田湖觀光拠点整備		三好市	
	井川スキー場庄雪車購入事業		三好市	
	景観整備事業		三好市	
	観光地整備事業		三好市	
	温泉施設整備事業		三好市	
	観光案内看板整備事業		三好市	
(10) 過疎地域持続的発展特別事業	久保バス停前公衆トイレ整備事業		三好市	
	久保バス停前公衆トイレ整備事業		三好市	
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設		有線テレビジョン放送施設 ケーブルテレビ設備整備事業	
			三好市	
			三好市	

4 文通施設の整備、交通手段 の確保	事業名	事業内容		事業主体	備考
		(1)市町村道	道路		
東大市線	宮ノ久保1号線	道路	三好市	三好市	
滝ノ奥線			三好市	三好市	
滝谷線			三好市	三好市	
東浦線			三好市	三好市	
東六地蔵線			三好市	三好市	
犬ノ馬場線			三好市	三好市	
花園東川原線			三好市	三好市	
山根線			三好市	三好市	
生菅線			三好市	三好市	
太刀野山大平1号線			三好市	三好市	
姥鼻線			三好市	三好市	
中屋線			三好市	三好市	
中屋1号線			三好市	三好市	
白井線			三好市	三好市	
蟻谷線			三好市	三好市	
川又4号線			三好市	三好市	
門所線			三好市	R4.12追加	
東山路線			三好市	R4.12追加	
西滝ノ奥線			三好市	R4.12追加	
四ツ辻線			三好市	R4.12追加	
知行荒倉線			三好市		
上吹線			三好市		
森里川線			三好市		
安田西ノ浦線			三好市		
新長尾線			三好市		
三樫尾安田線			三好市		
相知段地線			三好市		
九門和行線			三好市		
新駒倉線			三好市		
片山線			三好市		
弓木線			三好市		
荒倉線			三好市		
楠坂之線			三好市	R4.12追加	
杉ノ木登越線			三好市	R4.12追加	
上知行線			三好市	R4.12追加	
国畑線			三好市	R4.12追加	
白地井ノ久保線			三好市		

持続的発展施策区分	事業名	事業内容		事業主体	備考
		事業区分	事業名		
4 交通施設の整備、交通手段	(1)市町村道	道路	東黒場牧場線	三好市	
			白地峰線	三好市	
		供養地水木線		三好市	
		八幡板野線		三好市	
		新町供養地線		三好市	
		尾後線		三好市	
		堂面難田線		三好市	
		松尾線		三好市	
		馬路有安線		三好市	
		藤ノ井赤鳥居線		三好市	
		柳川線		三好市	
		丸山線分岐2号支線		三好市	
		柿野線		三好市	
		古宮線		三好市	
		漆川橋大利線		三好市	
		茂子線		三好市	
		上野柳川線		三好市	
		新町島線分岐1号支線		三好市	
		杉尾線		三好市	
		川崎込山貝線		三好市	
		井ノ久保線		三好市	
		白地八幡線		三好市	
		西山線		三好市	
		境目線		三好市	
		井ノ久保線分岐1号支線		三好市	
		五軒線		三好市	
		高友住宅線		三好市	
		東馬場線		三好市	
		九尾線		三好市	
		北谷線		三好市	
		堂ノ坂線		三好市	R4.12追加
		野呂内猪鼻線		三好市	R4.12追加
		本名筋甲部線		三好市	R4.12追加
		大利八幡線		三好市	R4.12追加
		高友八幡線		三好市	R4.12追加
		上野水木西井川線		三好市	R4.12追加
		上馬路線		三好市	R4.12追加
		大利線		三好市	R4.12追加
		東大野線		三好市	

持続的発展施策区分	事業名	事業内容		事業主体	備考
		事業道	支線		
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道	道路 仮屋半田岩線 西宇1号線		三好市 三好市	
	日浦線			三好市	
	仏子栗山線			三好市	
	川口黒川線			三好市	
	相川大和川線			三好市	
	大川特3号線			三好市	
	平上線			三好市	
	千坊殿野線			三好市	
	光兼影線			三好市	
	仏子塙塙線			三好市	
	浦ノ谷平線			三好市	
	大月1号線			三好市	
	銅山川北岸線			三好市	
	相川敵友線分岐1号支線			三好市	
	瀬貝脇線分岐2号支線			三好市	
	川茂吉正線			三好市	
	松木線			三好市	
	大和川大川持線			三好市	R4.12追加
	祖谷口大和川線			三好市	R5.2追加
	川面線			三好市	
	戸ノ谷線			三好市	R4.12追加
	今久保有瀬線			三好市	
	鷄足山線			三好市	
	一字小祖谷線			三好市	
	吾橋重末線			三好市	
	吾橋後山線			三好市	
	久保東線			三好市	
	大枝線			三好市	
	今井和田線			三好市	
	小島佐野線			三好市	
	樺尾線			三好市	
	久保塗線			三好市	
	音生線			三好市	
	釜ヶ谷菅生線			三好市	
	奥の井線			三好市	
	九門知行線			三好市	
	新駒倉線			三好市	
	一字小祖谷線			三好市	
	樺尾阿佐線			三好市	

持続的発展施策区分		事業名	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道	道路 吉橋垂木線	大枝線	三好市	
		黒川線		三好市	
		漆川橋大利線		三好市	
		太刀野山井ノ久保線		三好市	
		片山線		三好市	
		西山線		三好市	
		新町供養地線		三好市	
		吹線		三好市	R3.12追加
		菅生線		三好市	R3.12追加
		漆川橋大利線		三好市	R3.12追加
		和田下瀬線		三好市	
		東馬場線		三好市	
		駄池頭線		三好市	
		駅前新池線		三好市	
		谷町線		三好市	
		杉尾線		三好市	
		戎子線		三好市	
		杉尾線		三好市	
		柳川線		三好市	
		栄町高友線		三好市	
		栄町高友線分岐1号支線		三好市	
		栄町高友線分岐2号支線		三好市	
		上野柳川線		三好市	
		東矢塚上野線		三好市	
		県営事業 県道改良事業負担金		徳島県	
		橋りょう 橋梁修繕		三好市	
		トンネル 浦ノ谷平線		三好市	
		その他 県営事業 砂防事業負担金		徳島県	
		法面対策事業		三好市	
	(6)自動車等	路線バス車両購入事業		三好市	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業	バス対策事業		三好市	

5 生活環境の整備 持続的発展施策区分	事業名		事業内容		事業主体	備考
	(2) 下水処理施設	(3) 農業集落排水施設	西州津地区農業集落排水事業	三好市		
	(3) 廃棄物処理施設	ごみ処理施設 廃棄物処理施設整備負担金 合併浄化槽市町村整備推進事業 し尿処理施設 し尿処理施設整備負担金	三好市 みよし広域連合 三好市 みよし広域連合			
	(4) 火葬場					
	(5) 消防施設	東部火葬場新築整備事業 小型動力ポンプ付積載車購入事業 消防ポンプ自動車購入事業 防火水槽整備事業 消防施設整備負担金	東みよし町 三好市 三好市 三好市 三好市 三好市 みよし広域連合			
	(7) 過疎地域特徴的発展特別事業	耐震事業 安全対策事業 飲料水施設整備補助事業 公共施設等除却事業	三好市 三好市 三好市 三好市			
	(1)児童福祉施設	保育所新築・改築事業 放課後児童クラブ改築事業	三好市 三好市			
	(2)認定こども園	認定こども園新築・改築事業	三好市	R4.12追加		
	(3)高齢者福祉施設	老人ホーム施設整備事業	三好市			
	(5)障害者福祉施設	障害者支援施設	三好市			
	(7)市町村保健センター 及び母子健康包括支援センター	身体障害者ディサービスセンター整備 母子保健センター	三好市			
6 子育て環境の確保、高齢者等 の保健及び福祉の向上及び増 進	(8)過疎地域特徴的発展特別事業	母子保健センター解体事業 高齢者等福祉事業 地域介護サービス確保対策事業 福祉施設維持管理事業 子育て支援事業	三好市 三好市 三好市 三好市			

持続的発展施策区分		事業名	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設	診療所	診療所整備事業	三好市	
	(3)過疎地域持続的発展特別事業			三好市	
		医療確保対策事業		三好市	
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設	校舎 屋内運動場 教職員住宅 スクールバス	小・中学校校舎新築・改修事業 小・中学校特別教室空調設備改修事業 小・中学校教室照明器具改修事業 小・中学校屋内運動場新築・改修事業 教職員住宅修繕・改修事業 教員宿舎解体事業 給食施設 給食センター施設・給食開通施設整備事業 給食共同調理場解体事業	三好市 三好市 三好市 三好市 三好市 三好市 三好市 三好市 三好市 三好市	
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設	その他 その他	小・中学校グラウンド整備・改修事業 小・中学校照明設備整備改修事業(体育館、グラウンド) 小中学校プール防水改修工事 小・中学校外構施設改修事業	三好市 三好市 三好市 三好市	
	(2)幼稚園		幼稚園整備・改修事業(園舎・園庭)	三好市	
	(3)集会施設・体育施設等	公民館 体育施設 図書館	公民館施設整備事業 体育施設整備・改築事業 図書館施設整備事業	三好市 三好市 三好市	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業	その他	地域利便性施設(仮称)事業	R4.12追加 三好市	
		教育振興事業 図書システム整備事業 スポーツ活動支援事業		三好市 三好市 三好市	

持続的発展施策区分		事業名	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業				
10 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等	地域活性化・支継事業		三好市	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業	地域文化振興施設 船井電機跡地利用事業		三好市	
	(3)その他	文化財保存・活用事業 文化推進事業		三好市 三好市	
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	文化財茅葺屋根施設整備事業 奥祖谷二重かずら橋架替事業 重要文化財保存事業（徳善家・木村家・小采家） 重要有形民俗文化財 祖谷の蔓橋の架替事業 伝統的建造物保存事業（落合里伝建） 文化財施設の説明版・案内板設置事業		三好市 三好市 三好市 三好市 三好市 三好市	
12 その他地域の持続的発展に 関し必要な事項		道の駅整備事業 再生可能エネルギー推進基金事業		三好市 三好市	
		地域活性化支援事業		三好市	

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	観光施設管理事業	・観光施設の管理・運営をする指定管理業者に対する指定管理料。	指定管理者	計画期間中、継続して事業を実施することで過疎地域の持続的発展に資する。
観光振興事業		・観光振興基本計画の策定や、HPやメディアを利用した情報発信などの各種事業を行い、国内外の観光客の誘客を行う。 ・三好市内の各種団体が実施する観光振興事業に対する助成を行う。また、観光協会及びそらの郷に対し、連携活動補助を行う。	三好市	計画期間中、継続して事業を実施することで過疎地域の持続的発展に資する。
企業立地促進奨励金事業		・市内への企業立地を促進するために立地企業に対し奨励金を交付する	三好市	計画期間中、継続して事業を実施することで過疎地域の持続的発展に資する。
創業・空き店舗等再生支援事業		・起業、創業や市内の空き店舗を活用して事業を開始する者に対して補助金を交付する	三好市	計画期間中、継続して事業を実施することで過疎地域の持続的発展に資する。
商店街等活性化事業		・商店街等の懸わい創出のためのイベント等を実施する商工団体等に対し補助金を交付する	三好市	計画期間中、継続して事業を実施することで過疎地域の持続的発展に資する。
商工会等運営費補助事業		・市内の商工業を振興するため阿波池田商工会議所、三好市商工会議所に対して補助金を交付する	三好市	計画期間中、継続して事業を実施することで過疎地域の持続的発展に資する。
三好市中小企業振興計画策定事業		・三好市中小企業振興基本条例に基づく計画策定業務委託料	三好市	計画期間中、継続して事業を実施することで過疎地域の持続的発展に資する。
新卒者等就職促進事業		・市内への新規学卒者やリ턴就職された本人及び企業へ補助金を交付する	三好市	計画期間中、継続して事業を実施することで過疎地域の持続的発展に資する。
特産品振興事業		・三好市特産品振興を推進するため、「三好やまびこふるさと会」に対する補助金を交付する	三好市	計画期間中、継続して事業を実施することで過疎地域の持続的発展に資する。
中小企業等総合支援事業		・市内中小企業者等、自らが取り組む経営基盤の強化、環境変化への対応に資するところに就く事業に対し補助金を交付する。	三好市	計画期間中、継続して事業を実施することで過疎地域の持続的発展に資する。

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	特産物生産奨励事業 鳥獣被害対策事業	・市の特産物を生産する者に対する補助金及び、特産品開発や販路開拓・拡大に係る費用に対し補助を行う。 ・有害鳥獣対策や捕獲事業等に係る経費に対し補助を行う。	三好市等	計画期間中、継続して事業を実施することで過疎地域の持続的発展に資する。
	にし阿波循環型林業支援事業	・森林所有者の行う再造林にかかる経費の一部を「にし阿波循環型林業支援機構」が助成する費用に対する負担金。	三好市	計画期間中、継続して事業を実施することで過疎地域の持続的発展に資する。
	地域木造住宅供給推進事業	・三好市内に建築する木造住宅の経費に対し「三好地域木造住宅推進協議会」が助成する費用に対する補助金。	三好市	計画期間中、継続して事業を実施することで過疎地域の持続的発展に資する。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	バス対策事業	・地域住民の移動手段を確保するため、市営バスを運行するとともに、路線バス事業者に対し補助を行う。 ・令和3年度以降に策定する地域公共交通計画に基づく、試験運行を実施する。	三好市	計画期間中、継続して事業を実施することで過疎地域の持続的発展に資する。
5 生活環境の整備	耐震事業	・民間の木造住宅の耐震改修工事に対して補助金を交付し、地震等の災害に強い住環境整備を進めめる。	三好市	計画期間中、継続して事業を実施することで過疎地域の持続的発展に資する。
	安全対策事業	・市内の安全・安心対策等を行う自治会等に対し、補助金を交付する。 ・街路灯のLED化を行い、市民の安心・安全の向上を図る。	三好市	計画期間中、継続して事業を実施することで過疎地域の持続的発展に資する。
	飲料水施設整備補助事業	・市の給水区域外で、地理的条件や気象条件の変化又、過疎化・高齢化により飲料水の確保に苦慮している個人・組合等に対し、水道施設整備・施設維持管理に要する費用の一部を補助する。	三好市	計画期間中、継続して事業を実施することで過疎地域の持続的発展に資する。
	公共施設等除却事業	・老朽化又は利活用の見込めない公共施設等を除却することにより市有地の有効活用を推進する。	三好市	計画期間中、継続して事業を実施することで過疎地域の持続的発展に資する。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	地域介護サービス確保対策事業	・高齢者等が安心して生活できるよう各種支援を実施するとともに、各種事業を行う団体に対し、助成を行う。 ・安定的な介護サービスの提供を確保するための事業者に対する補助金の交付。	三好市	計画期間中、継続して事業を実施することで過疎地域の持続的発展に資する。
	福祉施設維持管理事業	・福祉施設の維持管理に要する費用。	三好市	計画期間中、継続して事業を実施することで過疎地域の持続的発展に資する。

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
	子育て支援事業	・子育て支援を総合的に推進するため、各種支援や施策等を行う。	三好市	計画期間中、継続して事業を実施することで過疎地域の持続的発展に資する。
7 医療の確保	医療確保対策事業	・救急医療及び地域医療の確保を行うため、各種施策の実施や市民による取組みの支援を行う。 ・休日および夜間の救急医療体制の整備を行う。	三好市	計画期間中、継続して事業を実施することで過疎地域の持続的発展に資する。
8 教育の振興	教育振興事業	・中学校における部活動に対する支援及び、地域性を生かした授業を行うための各種事業に対応する補助を行う。	三好市	計画期間中、継続して事業を実施することで過疎地域の持続的発展に資する。
	図書システム整備事業	・図書館利用者の利便性の向上や図書館業務の効率化のために 図書館システムの整備更新を行う。	三好市	計画期間中、継続して事業を実施することで過疎地域の持続的発展に資する。
	スポーツ活動支援事業	・市民が行うスポーツ活動の質の向上のため、指導員育成や重点強化等の支援を行う。また、市内で開催される大会等に対し補助を行う。	三好市	計画期間中、継続して事業を実施することで過疎地域の持続的発展に資する。
9 集落の整備	地域活性化・支援事業	・集落の活性化のため、各種事業や自治会に対し支援を行うとともに、集落の課題解決を図るため、包括的に助成事業を実施する。	三好市	計画期間中、継続して事業を実施することで過疎地域の持続的発展に資する。
10 地域文化の振興等	文化財保存・活用事業	・市内の文化財、伝統的建造物及び伝統芸能の保存・活用事業を実施する。 ・大歩危の天然記念物指定区域の範囲拡大等のため、調査を実施する。	三好市	計画期間中、継続して事業を実施することで過疎地域の持続的発展に資する。
	文化推進事業	・民俗芸能の継承と担い手育成及び伝統技術者の育成事業に伴う委託料や補助金等。	三好市	計画期間中、継続して事業を実施することで過疎地域の持続的発展に資する。